

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の改正内容について
(平成25年8月20日)

7月1日付けで公布した電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（「解釈」という。）は、現行の技術基準と解釈をそのまま活用できるかたちとしている。

しかしながら、業界からの改正要望やパブリックコメントの意見を受け、改正後の解釈は、現行の技術基準と解釈を合わせたものから、いくらかの変更を加えているため、本資料において改正箇所を明確にするもの。

現行の技術基準省令と改正後の技術基準解釈 対照表

技術基準省令 第1項	技術基準解釈通達		改正後の解釈通達
別表第一 電線及び電気温床線	別表第一 電線及び電気温床線	→	別表第一 電線および電気温床線
別表第二 電線管、フロアダクトおよび線樋ならびにこれらの附属品ならびにケーブル配線用スイッチボックス	別表第二 電線管、フロアダクトおよび線樋ならびにこれらの附属品ならびにケーブル配線用スイッチボックス	→	別表第二 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品
別表第三 ヒューズ	別表第三 ヒューズ	→	別表第三 ヒューズ
別表第四 配線器具	別表第四 配線器具	→	別表第四 配線器具
別表第五 電流制限器	別表第五 電流制限器	→	別表第五 電流制限器
別表第六 小型単相変圧器、電圧調整器および放電灯用安定器	別表第六 小型単相変圧器、電圧調整器および放電灯用安定器	→	別表第六 小型単相変圧器、及び放電灯用安定器
別表第七 令別表第二第六号に掲げる小型交流電動機	別表第七 令別表第二第六号に掲げる小型交流電動機	→	別表第七 電気用品安全法施行令別表第二第六号に掲げる小型交流電動機
別表第八 令別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第一一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機	別表第八 令別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第一一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機	→	別表第八 電気用品安全法施行令別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第一一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機
別表第九 リチウムイオン蓄電池	別表第九 リチウムイオン蓄電池	→	別表第九 リチウムイオン蓄電池
	附属の表 電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値	→	別表第十 雑音の強さ
	附属の表の2 電気用品の雑音の強さの測定方法	→	別表第十一 電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値
	附属の表の3 絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法	→	別表第十二 国際規格等に準拠した基準
技術基準省令 第2項	電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準について(平成14・03・13商第6号)		

1. 改正箇所の概要

1. 1 平成23年度の製安小委（5月31日第16回）で省令改正としていた改正内容

(1) 事故事例を受けた改正

○毛髪乾燥機等の電源コード折り曲げ試験

既存	追加
—	(16) 電気髪ごて (46) 電気掃除機 (75) 毛髪乾燥機（手持ち型のもの）

(2) 適用範囲拡大等に伴う改正

○電動機用コンデンサーの経年劣化による発火への対応（別表第十二(J3000)にも適用）

既存	追加
(42) 電気冷房機 (48) 電気洗濯機 (50) 電気冷蔵庫	(41) 扇風機、換気扇

○固定配線との接続用口出し線機構

より線接続施工が原因となった浴室乾燥機の出火事故に基づき10A以上の機器への展開を行った

既存	追加
(76) 電気乾燥機	1 共通の事項 (2) ン

○電熱器具の電力調整用ダイオード

電気ストーブでダイオードの破損から発火するという事例を受けた対応を電熱器具に集約した（別表第十二(J3000)にも適用）

既存（削除）	追加（集約）
(1) 電気ストーブ	1 共通の事項 (2) イイ

○内部配線の屈曲耐性

首振り型電気ストーブでの発火事故を受けて共通の事項に規定されている内容を国際規格準拠と使用実態を踏まえ、個別用品に展開した

既存	追加
1 共通の事項 (2) ヌ(ホ)	(1) 電気ストーブ (41) 扇風機

	(42) 電気冷房機 (50) 冷蔵庫・冷凍庫 (68) 電気マッサージ器 (71) 自動販売機
--	---

1. 2 電気床暖房の耐久試験

○ PTCヒーターの特性を考慮した耐久性試験方法を、個別要求事項(33)に追加規定した

1. 3 遠隔操作にかかる解釈改正を受けた改正

○平成25年5月10日付けの技術基準省令解釈改正を反映し、「別表第八 1 (2) 構造 口」に追記した

1. 4 編集上のその他の改正等

○「石綿」に関する記載は削除した

○「技術上の基準」という記載を表のとおり修正した(280カ所程度)

修正前	修正後
に規定する技術上の基準	の規定
の技術上の基準	の規定
規定による技術上の基準	規定
「技術上の基準に適合する」ものと	「本解釈に適合する」ものと
とは、“電気用品の技術上の基準を定める省令”に	とは、“本解釈”に

1. 5 修正のルール等

○改正後の解釈通達は、原則、現行技術基準省令+現行解釈という構成となっている。現行解釈のうち、判断基準ではないと考えられる項目については削除した(電気協会にて行われている解説作成WGでまとめる予定)。

○全体の階層構造とそれぞれの番号付けのルールは、次表に示す。

特に、項番ずれによる混乱を防ぐため、現行技術基準省令の項目の順番はそのまま活用することとした。

表 項目番号の階層についてのルール

別表〇〇	
1. 共通の事項	第一階層
(1)材料	第二階層
イ	第三階層
(イ)	第四階層
a	第五階層
(a)	第六階層
i	第七階層
(i)	第八階層

2. 改正箇所の詳細 (網掛け：上記1. 1、1. 2、1. 3に関する改正)

別表第一

項番号	処理	詳細
1(1)ホ(イ)	削除	「石綿繊維」
1(1)ト	削除	「石綿繊維」
1(4)ト	削除	「a 削除 b」
1(5)イ(ホ)	削除	「 削除 d」
	改正	「e」 → 「d」
1(5)イ(〜)表中	改正	「電線」 → 「コンクリート直埋用ケーブル」
1(6)リ	削除	～全削し、欠番とする～
附表第十四(3)表中	削除	「石綿糸若しくは」

別表第二

項番号	処理	詳細
1(8)	改正	「削除 イからトまで 削除」 → 「欠番」

別表第三

項番号	処理	詳細
1(3)イ	改正	「削除」 → 「欠番」
1(4)イ	改正	「削除」 → 「欠番」
2(2)チ	改正	「削除」 → 「欠番」
2(2)ル	改正	「削除」 → 「欠番」
2(3)イ	削除	「(イ) 削除」
	改正	「(ロ)」 → 「(イ)」 「(ハ)」 → 「(ロ)」
附表第一	削除	「図1 削除」
	改正	～図番号をすべて一番下げる～

別表第四

項番号	処理	詳細
1(4)	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～
3(1)ル	改正	「削除」 → 「欠番」
3(3)ト	追加	(ハ) 電気用品安全法施行規則（別表第三）1（2）の表の右欄に掲げる事項として適用する場合には、解釈の別表第四3（3）ト（イ）a若しくはbに定める試験の方法によること。
3(3)チ	追加	(ハ) 電気用品安全法施行規則（別表第三）1（2）の表の右欄に掲げる事項として適用する場合には、解釈の別表第四3（3）チ（ロ）a（a）及びdに定める方法によること。
6(1)ニ（ホ）a 図8 刃	改正	「13以上」 → 「13以下」

※3(3)に関する追加は、施行規則別表第三「試験の方法」の改正に伴って追加したものの。

別表第五～六

項番号	処理	詳細

別表第七

項番号	処理	詳細
2(1)ホ	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～

別表第八

項番号	処理	詳細
1(2)ロ	追加	<p>(イ) 別表第四 1 (2) ロ (イ) に同じ。</p> <p>(ロ) 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、次の a 又は b のいずれかのものをいう。</p> <p>a 音声を利用した遠隔操作機構を有する屋内用の機器で遠隔操作により閉路できる容量が 300W 以下であって、次に掲げるもの。</p> <p>(a) 電気スタンド</p> <p>(b) 家庭用つり下げ型蛍光灯器具</p> <p>(c) ハンドランプ</p> <p>(d) 白熱電灯器具</p> <p>(e) 放電灯器具</p> <p>(f) エル・イー・ディー・電灯器具</p> <p>(g) 庭園灯器具</p> <p>(h) 装飾用電灯器具</p> <p>(i) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、その他の音響機器</p> <p>(j) 電灯付家具</p> <p>b 通信回線（別表第四 1 (2) ロ (イ) に掲げるものを除く。）を利用した遠隔操作機構を有する機器で次の全てに適合するもの。</p> <p>(a) 遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がない機器と評価されるもの。</p> <p>(b) 通信回線が故障等により途絶しても遠隔操作される機器は安全状態を維持し、通信回線に復旧の見込みがない場合は遠隔操作される機器の安全機能により安全な状態が確保できること。</p> <p>(c) 遠隔操作される機器の近くにいる人の危険を回避するため、次に掲げる対策を講じていること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> i 手元操作が最優先されること ii 遠隔操作される機器の近くにいる人により、容易に通信回線の切り離しができること <p>(d) 遠隔操作による動作が確実に行われるよう、次に掲げるいずれかの対策を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 操作結果のフィードバック確認ができること ii 動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等への記載 <p>(e) 通信回線（別表第四1（2）ロ（イ）に掲げるもの及び公衆回線を除く。）において、次の対策を遠隔操作される機器側に講じていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 操作機器の識別管理 ii 外乱に対する誤動作防止 iii 通信回線接続時の再接続（常時ペアリングが必要な通信方式に限る） <p>(f) 通信回線のうち、公衆回線を利用するものにあつては、回線の一時的途絶や故障等により安全性に影響を与えない対策が講じられていること。</p> <p>(g) 同時に2箇所以上からの遠隔操作を受けつけない対策を講じること。</p> <p>(h) 適切な誤操作防止対策を講じること。</p> <p>(i) 出荷状態において、遠隔操作機能を無効にすること。</p>
1(2)	追加	<p>ン 電源端子に流れる電流が10A以上の機器（浴室に設置する電気乾燥機を除く。）であつて、直接電源に接続される口出し線（より線のものに限る。）を有するものにあつては、当該口出し線は、次のいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 機器内又は機器に取り付けられた適切な仕切り空間に収まる構造であること。 (ロ) 先端に棒状の端子をかしめてあり、差し込み接続器に接続できる構造であること。 (ハ) 当該口出し線を電源に接続するための適切な空間を有する箱を指定すること。 <p>イイ 電熱器具であつて、かつ、消費電力を調整するために電源に接続する整流器を並列接続しているものにあつては、次に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 1の整流器が主回路の電流以上の定格容量を有しており、並列接続された整流器は、同一仕様のものであること。 (ロ) 並列に接続された整流器の一方を切り離れた状態で並列に接続された整流器の一方を切り離れた状態でも、過度の温度上昇がないこと。
2(1)(ハ)d	改正	<p>「電力調整用ダイオードを並列接続しているものにあつては、1のダイオードが主回路の電流以上の定格電流を有しており、並列接続されたダイオードは、同一仕様のものであること。」</p>

		<p style="text-align: center;">↓</p> <p>「電気ストーブの器体の内部配線であって、可動する部分に接続するものにあつては、機器を通常の状態に置き、定格電圧に等しい電圧を加え、通常動作状態で 50,000 回（往復で 1 回とする。）動作させたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が 30%以下であり、附表第 3 の 2 の絶縁耐力試験を行ったとき、これに適合し、かつ、各部に異常が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。」</p>
2(16)イ	改正	<p>「ネット形またはフード形のものにあつては、防水処理を施してあること。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「(イ) 電気髪ごてにあつて、ネット形またはフード形のものにあつては、防水処理を施してあること。」</p>
2(16)イ	追加	<p>（ロ）手持ち型の電気髪ごてにあつては、電源電線は、別表第八 1（2）サの図に示すものと類似の折曲げ試験装置に電源電線の曲げが最も発生しそうな方向に対応するように機器を取り付けて 500g の荷重をかける。次に 180° の角度で動かして、元の位置へ戻す操作を 1 回として、その操作を毎分 6 回の早さで 4,000 回行ったとき、電源電線等が短絡せず、かつ、素線の断線率が 10%以下であること。ただし、電源電線をひねることなく連続的に回転できるように電源電線を接続するための手段又は電線巻き取り機構等により電源電線を本体に巻き付けたとき電源電線に無理な力が加わらない機能を有する場合は適用しない。」</p>
2(17)	改正	<p>「 削除 イ及びロ 削除」 → 「欠番」</p>
2(33)ト(ハ)	改正	<p>「以下の a から c までの手順を行ったとき、c のいずれの抵抗値も b の抵抗値の 95%以上であること。」</p> <p>a 試験品をハ（ロ）における試験品の最高温度より 5K 高い温度に置く。</p> <p>b 2 時間後に当該試験品の抵抗値を測定。</p> <p>c その後 3,000 時間経過するまで、72 時間以下の間隔で抵抗値を測定。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「面状発熱体が PTC 電熱素子のものにあつては、以下の a から c までの手順を行ったとき、c のいずれの温度も b の温度の+5K 以下であること。但し、温度ヒューズ、温度過昇防止装置として使用する自動スイッチを有しないものは b の温度は 80℃以下であること。」</p> <p>a 試験品をハ（ロ）の状態に置く。</p> <p>b 72 時間後に当該試験品の外郭の温度を測定。</p> <p>c その後、4,500 時間経過するまで、72 時間以下の間隔で外郭の温度を測定。</p> <p>（二）（ハ）に掲げるもの以外のものにあつては、以下の a から c までの手順を行ったとき、c のいずれの抵抗値</p>

		<p>も b の抵抗値の 95%以上であること。</p> <p>a 試験品をハ（ロ）における試験品の最高温度より 5K 高い温度に置く。</p> <p>b 2 時間後に当該試験品の抵抗値を測定。</p> <p>c その後 3,000 時間経過するまで、72 時間以下の間隔で抵抗値を測定。」</p>
2(39)	改正	「 削除 イからニまで 削除」 → 「欠番」
2(40)	改正	「 削除 イからハ 削除」 → 「欠番」
2(40 の 3)	改正	「 削除 イからニまで 削除」 → 「欠番」
2(41)	追加	<p>(へ) 扇風機の器体の内部配線であって、可動する部分に接続するものにあつては、機器を通常の状態に置き、定格電圧を加え、通常動作状態で 50,000 回（往復で 1 回とする。）動作させたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が 30%以下であり、附表第 3 の 2 の絶縁耐力試験を行ったとき、これに適合し、かつ、各部に異常が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ト) 扇風機および換気扇であつて、JIS C 4908(2007)に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付きコンデンサー又はこれらと同等のものであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。</p> <p>a コンデンサーの不具合により、炎又は溶融物が生じたとしても、その拡散を防ぐ、金属又はセラミック外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサーをモーターに接続配線するための開口があつてもよい。</p> <p>b 隣接する非金属部に対して、コンデンサーの外側表面からの離隔距離が 50mm を超えるもの。</p> <p>c コンデンサーの外側表面から 50mm 以内の隣接する非金属部が JIS C 9335-1(2003)の附属書 E に規定するニードルフレーム試験に適合するもの。</p> <p>d コンデンサーの外側表面から 50mm 以内の隣接する非金属部が JIS C 60695-11-10(2006)の燃焼性分類が V-1 に適合するもの。ただし、分類に使用される試験片は、該当部分よりも厚い材料でないこと。</p>
2(42)イ	追加	<p>(チ) 電気冷房機で屈曲を受ける内部配線で、使用者のリモコンによる手動設定又は自動設定により駆動し、連続動作しないものにあつては、可動範囲において 5 秒間に 1 回の割合で 5,000 回（往復で 1 回とする。）折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が 30%以下であり、附表第 3 の 2 の絶縁耐力試験を行ったとき、これに適合し、かつ、各部に異常が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p>

2(46)イ	追加	(二) 機器本体に収納用の複数のフックを備える電気掃除機にあっては、電源電線は、別表第八1(2)サの図に示すものと類似の折曲げ試験装置に電源電線の曲げが最も発生しそうな方向に対応するように機器を取り付けて500gの荷重をかける。次に180°の角度で動かして、元の位置へ戻す操作を1回として、その操作を毎分6回の早さで4,000回行ったとき、電源電線等が短絡せず、かつ、素線の断線率が10%以下であること。ただし、電線巻き取り機構等により電源電線を本体に巻き付けたとき電源電線に無理な力が加わらない機能を有する場合は適用しない。
2(50)イ	追加	(ル) 冷蔵庫に組み込まれた自動製氷機構の内部配線であって、可動する部分に接続するものにあつては、可動範囲において5,000回(往復で1回とする。)折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30%以下であり、附表第3の2の絶縁耐力試験を行ったとき、これに適合し、かつ、各部に異常が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 (ヲ) 冷蔵庫・冷凍庫の内部配線で可動部分に接続するものにあつては、扉の可動範囲において、常温で1分間に5回以上の開閉条件で50,000回(往復で1回とする。)動作させたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30%以下であり、附表第3の2の絶縁耐力試験を行ったとき、これに適合し、かつ、各部に異常が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。
2(66)	改正	「削除 イからニまで 削除」 → 「欠番」
2(68)イ	追加	(イ)
2(68)イ	追加	(ロ) 器体の内部配線であつて、可動する部分に接続するものにあつては、可動範囲において5秒間に1回の割合で5,000回(往復で1回とする。)折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30%以下であり、附表第3の2の絶縁耐力試験を行ったとき、これに適合し、かつ、各部に異常が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。
2(71)イ(ヌ)	改正	「(ヌ) 器体の内部配線であつて、可動する部分に接続するものにあつては、可動範囲において5秒間に1回の割合で1,000回(往復で1回とする。)折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30%以下であり、附表第3の2の絶縁耐力試験を行ったとき、これに適合し、かつ、各部に異常が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。」 ↓ 「(ヌ) 器体の内部配線であつて、物品の販売毎に可動する部分に接続するものにあつては、可動範囲において5秒間に1回の割合で5,000回(往復で1回とする。)、その他の可動する部分に接続するものにあつては、可動範

		<p>囲において5秒間に1回の割合で1,000回（往復で1回とする。）折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30%以下であり、附表第3の2の絶縁耐力試験を行ったとき、これに適合し、かつ、各部に異常が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。」</p>
2(75)イ	追加	<p>（ハ）手持ち型の毛髪乾燥機にあつては、電源電線は、別表第八1（2）サの図に示すものと類似の折曲げ試験装置に電源電線の曲げが最も発生しそうな方向に対応するように機器を取り付けて500gの荷重をかける。次に180°の角度で動かして、元の位置へ戻す操作を1回として、その操作を毎分6回の早さで4,000回行ったとき、電源電線等が短絡せず、かつ、素線の断線率が10%以下であること。ただし、電源電線をひねることなく連続的に回転できるように電源電線を接続するための手段又は電線巻き取り機構等により電源電線を本体に巻き付けたとき電源電線に無理な力が加わらない機能を有する場合は適用しない。</p>
2(86の6)ハ	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～
2(90)	改正	「 削除 イからニまで 削除」 → 「欠番」
2(92の2)	改正	「 削除 イからロまで 削除」 → 「欠番」
2(92の3)	改正	「 削除 イからホまで 削除」 → 「欠番」
2(92の4)	改正	「 削除 イからへまで 削除」 → 「欠番」
2(93)	追加	<p>ト 漏えい電流測定 漏えい電流の測定については、別表第八1（9）に規定する試験のほか、以下による。</p> <p>（イ）「漏えい電流」の測定は、器体の外郭が金属性のもの以外のものにあつては、別表第八に特別に規定するものを除き、10cm×20cmの大きさの金属はくをあてて行う。</p> <p>（ロ）治療マットを有するものであつて、使用時に人体が電源装置の外郭及び大地に触れないようにするための十分な大きさの絶縁シートと併用して使用するものにあつては、絶縁シートの裏面に10cm×20cmの大きさの金属はくを、その他のものにあつては、治療マットの外郭の表面に使用時に人体が接触する面積と同じ大きさの金属はくをあてること。</p>
2(94)へ	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～
2(94)ト	改正	「削除」 → 「欠番」

2(94)チ	改正	「削除」 → 「欠番」
2(94の4)ホ	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～
2(94の4)へ	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～
2(94の4)ト	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～
2(96)ニ	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～
2(96の5)へ	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～
2(96の5)ト	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～
2(96の5)チ	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～
2(100)ホ	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～
3(7)	移動	～別表第十「雑音の強さ」に集約し欠番とする～

別表第九

項番号	処理	詳細
2(2)ニ	改正	「第1段階 単電池又は組電池の電圧が、充電後の電圧であることを確認する。」 ↓ 「第1段階 充電単電池等の電圧が、充電後の電圧であることを確認する。」
2(2)ニ	改正	「第5段階 単電池又は組電池を1時間放置し、その後に目視検査を行う。」 ↓ 「第5段階 充電単電池等を1時間放置し、その後に目視検査を行う。」

別表第十（現行解釈 附属の表の2）

項番号	処理	詳細
第1章 1.1 表中	追加	電気冷蔵庫（吸収式）の右欄（適用章別） 「5」
第2章 1.1	追加	1.1.3 高周波ウェルダ－にあつては、雑音電界強度は、次に適合すること。ただし、電界シールドされた室において使用する旨が表示されているものにあつては、この限りでない。 (注)「電界シールドされた室」とは、室外において、雑音電界強度及び雑音端子電圧を基準値以下にさせることができる室をいう。 (イ) 器体から発生する輻射波（周波数が 13.56MHz±6.78kHz、27.12MHz±162.72kHz、40.68MHz±20.34kHz、

		<p>2,450MHz±50MHz、5.8GHz±75MHz 及び 24.125GHz±125MHz の範囲内のものを除く。) の電界強度は、その器体から 100m の距離で測定したとき、$100\mu\text{V}/\text{m}$ 以下であること。</p> <p>(ロ) 40.46MHz の周波数を使用するものにあつては周波数が 40.46MHz±240kHz の範囲内 (周波数が 40.68MHz±20.34kHz の範囲内のものを除く) において、41.14MHz の周波数を使用するものにあつては周波数が 41.14MHz±240kHz の範囲内において、器体から発生する輻射波の電界強度は、その器体から 100m の距離で測定したとき、$2.5\text{mV}/\text{m}$ 以下であること。</p> <p>1.1.4 アーク溶接機のうち、高周波電流を重畳して使用するものにあつては、器体から発生する輻射波 (周波数が 13.56MHz±6.78kHz、27.12MHz±162.72kHz、40.68MHz±20.34kHz、2,450MHz±50MHz、5.8GHz±75MHz 及び24.125GHz±125MHzの範囲内のものを除く。) の電界強度は、器体から30mの距離で測定したとき、次に適合すること。ただし、電界シールドされた室において使用する旨が表示されているものにあつては、この限りでない。</p> <p>(注)「電界シールドされた室」とは、室外において、雑音電界強度及び雑音端子電圧を基準値以下にさせることができる室をいう。</p> <p>(イ) 90MHz から 108MHz まで及び 170MHz から 222MHz までの周波数の範囲においては、それぞれ $30\mu\text{V}/\text{m}$ 以下であること。</p> <p>(ロ) 470MHz から 770MHz までの周波数の範囲においては、$100\mu\text{V}/\text{m}$ 以下であること。</p> <p>(ハ) (イ) 及び (ロ) に掲げる周波数以外の周波数においては、次の式により計算した値以下であること。この場合において、高周波出力が 500W 未満のものにあつては、$100\mu\text{V}/\text{m}$ 以下であること。</p> $V = \sqrt{20P}$ <p>V は、電界強度とし、その単位は、$\mu\text{V}/\text{m}$ とする。 P は、高周波出力とし、その単位は、W とする。</p>
第 5 章	改正	「付録 5 - C」 → 「付録」
第 8 章	改正	<p>1 雑音の強さ</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>テレビジョン受信機のアンテナ端子に接続して使用するための高周波変調器から放射される雑音電界強度の測定に適用する。</p> <p>(2) 雑音電界強度の許容値</p> <p>第 3 章に適合するほか、高周波変調器を有するものにあつては、高周波変調器からの雑音電界強度は、試験品から水平距離で 3m 離れた点に空中線を設置して測定したとき、次の表の左欄に掲げる周波数範囲ごとに同表の右欄に掲げる値以下であること。この場合において、dB は、$1\mu\text{V}/\text{m}$ を 0dB とし算出した値とする。</p> <p>(表 (略))</p>

第8章付録8-A	改正	<p>2 出力電圧</p> <p>(1) 出力電圧の許容値</p> <p>器具の信号出力端子の最大電圧は、$346.4\sqrt{R}\mu\text{V}$ (有線テレビジョン放送受信機用コンバータであって信号出力端子がUHF帯のものにあつては、$692.8\sqrt{R}\mu\text{V}$) 以下であり、かつ、音声被変調信号電圧は、映像被変調信号電圧より9dB以上低いこと。この場合において、Rは、器具の出力インピーダンスとし、その単位は、Ωとする。</p> <p>(2) 測定方法</p> <p>以下(略)</p>
第8章付録8-B	改正	<p>3 漏えい電波</p> <p>3.1 漏えい電波の許容値</p> <p>器具の切り替えスイッチを、その出力信号波を使用する状態にしたとき、テレビジョン放送受信端子において測定した信号電波の出力電圧は、$1.155\sqrt{R}\mu\text{V}$ 以下であること。この場合において、Rは、器具の出力端子のインピーダンスとし、その単位は、Ωとする。</p> <p>3.2 測定方法</p> <p>以下(略)</p>

※他の別表から別表第十に集約した雑音の強さについて

別表第四 1 共通の事項 (4) 雑音の強さ

別表第七 2 令別表第2第6号(1)に掲げる単相電動機 (1) ホ 雑音の強さ

別表第八 1 共通の事項 (5) 雑音の強さ

2 (94) テレビジョン受信機 へ 雑音の強さ

2 (94の4) ラジオ受信機等 ホ 雑音の強さ

2 (96) 高周波ウェルダニ ニ 雑音の強さ

2 (96の5) 電子応用遊戯器具 へ 雑音の強さ

2 (100) アーク溶接機 ホ 雑音の強さ

別表第十二(J3000)

項番号	処理	詳細
タイトル	改正	「J3000(H21)」 → 「J3000(H25)」
2.(1)	改正	「(1) 電気ストーブであつて、かつ、電力調整用ダイオードを並列接続しているものにあつては、1のダイオー

		<p>ドが開放された状態でも異常がないこと。</p> <p>適否は、次によって判定する。</p> <p>① 1のダイオードが主回路の電流以上の定格容量を有しており、並列接続されたダイオードは、同一仕様のものであること。</p> <p>② 並列に接続されたダイオードの一方を切り離れた状態で JIS C 9335-2-30(2006)の 11 に規定する温度上昇試験を行ったとき、これに適合すること。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「(1) 電熱器具であって、かつ、消費電力を調整するために電源に接続する整流器を並列接続しているものにあつては、1の整流器が開放された状態でも異常がないこと。</p> <p>適否は、次によって判定する。</p> <p>① 1の整流器が主回路の電流以上の定格容量を有しており、並列接続された整流器は、同一仕様のものであること。</p> <p>② 並列に接続された整流器の一方を切り離れた状態で JIS C 9335-1(2003)の 11. によるほか、適用する個別要求事項に規定する温度上昇試験を行ったとき、これに適合すること。」</p>
3. (1)	追加	<p>「(1) 電気冷房機、電気洗濯機、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫に使用する」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「(1) 換気扇、扇風機、電気冷房機、電気洗濯機、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫に使用する」</p>
3. (1) ①	追加	<p>「①コンデンサの不具合による、炎又は溶融物の拡散を防ぐ、金属又はセラミックの外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサをモータに接続配線するための開口部があってもよい。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「①コンデンサの不具合による、炎又は溶融物の核酸を防ぐ、金属又はセラミックの外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサをモータに接続配線するための開口部があってもよい。</p> <p>この場合、「金属又はセラミック外郭に収められている」とは、コンデンサが試験指の触れる外郭以外の手段で炎又は溶融物の拡散を防ぐ金属又はセラミックのケース（内郭）に収められていることをいい、その金属又はセラミックのケース内に JIS C 4908(2007)に規定しないコンデンサと一緒に収められた非金属製部がコンデンサから 50mm 以内にある場合であっても、炎又は溶融物の拡散を防ぐものとみなす。」</p>

分類	J 番号	改正後		改正前	
		本文	備考	本文	備考
改正	J60238	JIS C 8280:2011	IEC 60238(2004), Amd. No. 1(2008)に対応	JIS C 8280:2007	IEC 60238(2004)に対応 J60238(H25)の施行後、3年間有効
改正	J60335-2-84	JIS C 9335-2-84:2011	IEC 60335-2-84(2002)に対応	別紙 97	IEC 60335-2-84(1998)に対応 J60335-2-84(H25)の施行後、3年間有効
改正	J60598-2-6	JIS C 8105-2-6:2011	IEC 60598-2-6(1994) +Amd. No. 1(1996)	別紙 122	IEC 60598-2-6(1994), Amd. No. 1(1996)に対応 J60598-2-6(H25)の施行後、3年間有効
改正	J60598-2-7	JIS C 8105-2-7:2011	IEC 60598-2-7(1982), Amd. No. 1(1987), Amd. No. 2(1994)に対応	別紙 123	IEC 60598-2-7(1982), Amd. No. 1(1987), Amd. No. 2(1994)に対応 J60598-2-7(H25)の施行後、3年間有効
改正	J60598-2-9	JIS C 8105-2-9:2011	IEC 60598-2-9(1987), Amd. No. 1(1993)に対応	別紙 125	IEC 60598-2-9(1987), Amd. No. 1(1993)に対応 J60598-2-9(H25)の施行後、3年間有効
改正	J60598-2-17	JIS C 8105-2-17:2011	IEC 60598-2-17(1984), Amd. No. 1(1987), Amd. No. 2(1990)に対応	別紙 126	IEC 60598-2-17(1984), Amd. No. 1(1987), Amd. No. 2(1990)に対応 J60598-2-17(H25)の施行後、3年間有効
改正	J60598-2-20	JIS C 8105-2-20:2011	IEC 60598-2-20(2010)	別紙 128	IEC 60598-2-20(1996), Amd. No. 1(1998)に対応
改正	J60838-1	JIS C 8121-1:2011	IEC 60838-1(2004), Amd. No. 1(2008)	JIS C 8121-1:2005	IEC 60838-1(1997), Amd. No. 1(1999), Amd. No. 2(2002)に対応 J60838-1(H25)の施行後、3年間有効
改正	J60838-2-1	JIS C 8121-2-1:2000	IEC 60838-2-1(1994), Amd. No. 1(1998), Amd. 2(2004)に対応	JIS C 8121-2-1:2000	IEC 60838-2-1(1994), Amd. No. 1(1998)に対応 J60838-2-1(H25)の施行後、3年間有効
改正	J61347-1	JIS C 8147-1:2011	IEC 61347-1(2007), Amd. No. 1 (2010)に対応	JIS C 8147-1:2005	IEC 61347-1(2000)に対応 J61347-1(H25)の施行後、3年間有効

改正	J61347-2-3	JIS C 8147-2-3:2011	IEC 61347-2-3(2000)Amd. No. 1(2004), Amd. No. 2(2006)に対応	JIS C 8147-2-3:2005	IEC 61347-2-3(2000)に対応 J61347-2-3(H25)の施行後、3年間有効
改正	J61347-2-8	JIS C 8147-2-8:2011	IEC 61347-2-8(2000,)Amd. No. 1(2006)に 対応	JIS C 8147-2-8:2005	IEC 61347-2-8(2000)に対応 J61347-2-8(H25)の施行後、3年間有効
改正	J61347-2-9	JIS C 8147-2-9:2011	IEC 61347-2-9(2000),Amd. No. 1(2003,) Amd. No. 2(2006)に対応	JIS C 8147-2-9:2005	IEC 61347-2-9(2000),Amd. No. 1(2003)に対応 J61347-2-9(H25)の施行後、3年間有効
新規	J60335-2-101	JIS C 9335-2-101:2011	IEC 60335-2-101(2002)に対応	—	—
新規	J60974-5	JIS C 9300-5:2010	IEC 60974-5(2007)に対応	—	—
新規	J61347-2-1	JIS C 8147-2-1:2011	IEC 61347-2-1(2000),Amd. No. 1(2005)	—	—
新規	J61347-2-2	JIS C 8147-2-2:2011	IEC 61347-2-2(2000),Amd. No. 1(2005),A md. No. 2(2006)	—	—